

延滞金の利率にかかる用語の見直しに伴う青梅市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）

改正後	現行	備考
<p>付 則 （延滞金の割合等の特例） 第 6 条 当分の間、第 7 条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合 および年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律 第26号）第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パー セントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が</u> 年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>中においては、年14.6パーセントの 割合にあつてはその年</u> <u>における延滞金特例基準割合に年</u> 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に あつては当該<u>延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した</u> 割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、 年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>付 則 （延滞金の割合等の特例） 第 6 条 当分の間、第 7 条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合 および年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に</u> <u>租税特別措置法（昭和32年法律 第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合</u> <u>に年 1 パーセ ントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年</u> 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項におい て「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年14.6パーセン トの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u> 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合 にあつては当該<u>特例基準割合に</u> <u>年 1 パーセントの割合を加算し</u> た割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合に は、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略</p>	